

平成29年度事業報告の件

平成29年度は新体制で臨む年度となった。「会員減少」という恒常的な課題をかかえ「支出削減」になお一層の取り組みが求められるなかでは、少なからず事業推進にプレッシャーがかかることが予想されたが、その懸念は杞憂で終えることができた。司法書士会の役割として、会員に対する情報伝達や常任理事会・理事会の設営、指導監督は根幹部分にかかわる活動であるが、これを担う総務部及び事務局の運営は司法書士会運営の重要な要となる。苦情窓口、綱紀調査委員会、紛議調停委員会や事故処理委員会などそれぞれの事案に対し適切な対応がなされてきた。事務局においては退職する職員もあるなか限られた人員で円滑な運営がなされた。今後の後継人材の育成やIT化、支出削減につながる事務軽減の取り組みは継続性を要する課題である。

発災から7年が経過した「被災者支援事業」は被災者の状況にあわせ支援事業を行ってきた。ふくしま連携復興センターや原子力損害賠償紛争解決センターとの連携による事業が際立ったが特に自主的避難者を対象とした相談会は、原発賠償が未だに行き届いていない被災者の存在を顕在化させた。相談所として2か所目の「災害復興支援事務所」を広野町に開所できたことは被災者の帰還支援にも貢献できると期待する。

今年度も「相談事業」「社会公益活動事業」「研修事業」「会員業務支援事業」を事業の柱に据え活動を展開したが、計画された各事業はそれぞれの担当において滞りなく終える事ができた。調停センターの事案では粘り強い調停により和解で終結できたことや消費者委員会の親子法律教室が高評価を得て他の学校から開催要請があった事は委員各位の意欲的な活動が実を結んだ特筆すべき活動となった。第80回定時総会で承認された「原発避難いじめ撲滅宣言」は法律に携わる者の人権意識として捉えた側面を持つが、公益活動委員会の「未成年者のための法律教室」における教材等に取り入れられ一定の成果が見られた。取組み開始にあたって会員が務める人権擁護委員の助言は貴重であった。人権擁護委員会との協議の場も設けられ新たな展開が期待される場所である。

研修は会員の「業務に精通する義務」や「倫理の習得」の重要性が更に増すなかでは会の事業としても大きな位置を占める。「良質な研修の提供」「十分な研修機会の提供」と言う重責を担う研修部は「単位制研修義務化」への対応についても検討を開始した。開始から2年目を迎えた会員業務支援室が担う統一支部研修会は研修義務化への対応としてもますます重要性が増すと考えられる。また、支援室は若手の人材育成の場としても大きな成果を上げている。他会にはないこの取組みを次期につなげ一層の充実を図って行きたい。